

論文の内容の要旨

論文題目 家族協定の法社会学的研究

氏名 越智啓三

1.問題

日本の社会において、契約はどのようにして行われているのか、についての法社会学的研究は、日本の法社会学においては、従来、相対的に手薄な分野であった。本論文は、この分野の研究を、特定の契約類型を対象として、経験的に行おうとするものである。そして、その際、近年再び学界において重要視されている、法文化ないし法意識の内容の解明を、本論文全体を貫くテーマとした。

具体的には、日本では内輪の人間の間では契約を結ぼうとしない、或いは詳細な取り決めを契約しようとはしない、そうすることに対して日本人は抵抗感を感じる、という、川島武宜の「日本人の法意識」テーゼの批判的検討と発展とが、本論文の課題である。川島は国家実定法に期待して、西欧の国家実定法制度を移入すれば、そのはたらきを通してやがて日本人の法意識は克服されると見た。しかし、国家の裁判所や執行官によって強行されるという知識を人々が持つことによって、人々が、内輪の関係においても、自立した契約当事者となって契約を交わすことになる、ということは、説得的であろうか。そもそも、そのような知識ないし意識によって結ばれ履行される契約が、自律的な契約の名に値するであろうか。人が自立した契約当事者となりうるためには、どのような条件が必要なのか。

2.研究対象とその選択理由

この問題は、家族で共同の、或いは密接に関連しあった事業を営んでいる農家の内部で、家族員が経営面および生活面に関するさまざまなことを取り決める契約である、いわゆる「家族協定」に関して、とくに浮彫りにされる。なぜなら、家族協定に関しては、その政策的推進について、「本来資本家的ないし富農的経営の基礎の上に展開しうる「家族協定

農業」が、逆に「自立経営」を生み出すための手段として考えられることになる」、という逆転現象が、かつて指摘されたが（利谷信義）、自律的な契約の成立条件に関しても、自立経営の成立におけると同じ逆転現象がある。すなわち、協定を結んでいる或る女性農業者のことばに曰く、「協定を結ぶ事によって、家族関係の向上は逆。協定を結ぶような家族関係を先ず確立する事が大切」と。家族協定を農政の1課題として推進すれば「自立した契約当事者」が生まれるのか、それともそれ以外の要因が、そこには必要なのか。これは、前段落で述べた、日本における契約の法社会学的研究にとっての重要問題の、1つの具体的な応用例にほかならないからである。

したがって本論文は、この家族協定を研究対象としたが、さらに、対象としての確実さの見地から、文書化された家族協定に対象を限定した。

3.研究対象の確定

しかし家族協定という現象は、単純に農政の1課題としては捉えきれない、多面的な様相を、今日では具えている。その全体像の把握のためには、約40年に亘る家族協定の歴史を振り返ることが適切であると同時に、家族協定の研究の水準を一層高めるために必要であるが、従来の研究はその点につき不十分であるので、本論文はまずその欠を補った（第4章）。

4.法意識の研究手法の批判的検討

川島武宜の法意識論の検討が本論文の主題であることは先に述べたが、この法意識論は、とくに日本人の裁判所利用行動に関して、その後或る批判を受けるにいたっている。曰く、日本において、欧米諸国に比して人口当たりの民事事件件数が少ないのは、紛争を裁判所に持ち込みたがらない日本人の法意識に拠るのではなく、裁判所の紛争処理能力（容力）が小さいという制度的要因に拠るのである、と。統計が取りにくい契約に関しては、類似の批判が明示的に表明されたことはないが、そもそも、法意識は、或る現象の、それを規定する制度的・経済的要因を考慮に入れてもなお説明しきれない部分を規定する要因として捉えようとする立場が提示されている（六本佳平）。そこで本論文では、家族協定という現象に関して、果たしてそのような立場から法意識を研究することが適切であるかを検討した。すなわち、どれだけ家族協定が締結されたかという量的現象が、どの程度、制度的・経済的要因によって規定されているかを明らかにできるか否かを、いくつかの既存の統計的データを用いて検討した。その結果本論文は、そのような要因によって規定されているかどうかを明らかにできる範囲は限られており、したがって、制度的・経済的要因の規定力をまず研究するという方法では、法意識の具体的内容はおろか、法意識という要因が作用しているか否かすら、明らかにしえないことを示した（第5章）。

5.家族協定に関する法意識の内容

しかし、農業者自身のことばや調査報告、意識調査を見る限り、家族の間で契約を結ぶことに対して農業者が抵抗を感じていることは否定できない。この抵抗感は複雑な複合体であり、家族協定に関する文献にしばしば見られる「水臭い」という表現自体、分析を要するものである。農業者自身のことばに基づいて、抵抗感の内容を探ることが、研究の確実かつ基本的な出発点であろう。この研究の結果、農業者の間には、契約を書面というかたちで外形的に可視化することや、契約書に署名・捺印をすることや、契約の締結過程に家族員以外の第三者が関わってくることに對する抵抗感、また、これらのような儀礼化さ

れた行為を伴って協定を結ぶと、それに拘束されるという恐れ、が見られることが明らかになった。家族員間で契約が行われるための条件を探るといふ本論文の関心からすれば、そのような契約を結ぶことに対する抵抗感の存在を確認するだけでは不十分であるところ、以上のような知見は、協定書の作成や署名・捺印といった、ささやかではあるが一定の要式性に対して、農業者が抵抗を感じるという事実のうちこそ、逆説的であるが、その要式性を利用することによって家族協定を実体のあるものにしうる可能性が潜在しているということを明らかにしたと言える。川島武宜が、日本人の契約意識が「近代化」するための根本的な条件と見た、商品交換の浸透という検証しがたい仮説に従って進むよりも、農業者の間で実態を伴った家族協定が結ばれるための貴重な所与と言うべき、要式性や儀礼に対する彼らの感覚・意識を、さらに追究することの方が、本論文の関心からは実り多い道であることが示された（第6章）。

6. 家族協定契約書の分析

そこで、家族協定における要式的・儀礼的性質という、いわば家族協定を取り巻く社会的条件を明らかにするという観点から、主に家族協定の契約書（雛形を含む）を資料として分析した結果は、以下の5点にまとめられる。

① 第三者が契約書に署名・捺印するケースが殆どである。第三者の署名・捺印は協定の拘束力を強めると考えられている。

② 第三者によって、契約書の保管ないし登録等が行われることが少なくない。これにより協定当事者の責任感が増すと言われる。

③ 協定の締結に際して第三者が立ち会うことが多い。立会によって協定の拘束力が強まるとされている。

④ 第三者の立会が多かれ少なかれ儀礼化され、「調印式」等と呼ばれるものになるケースが多い。ここでは契約書の音読や誓詞の朗読などの要式性が見られ、調印式には通過儀礼や身分契約としての性質が付加される。

⑤ 契約書に定めのない事態の発生・契約の変更・履行上の問題の発生等の際に、協定当事者が契約書上第三者と協議すべきものとされる場合が多い。

このように、契約当事者間の関係を越え出た社会関係に関する観念が、家族員間の契約を受容可能なものになっていることが明らかとなった（第7章）。

7. ケーススタディー

社会に関するそのような観念をより詳細に調べるには、事例研究が必要である。本論文では、1966年に最初の調印式が行われて以来、約40年の間家族協定を締結するという実践が継続してきた群馬県高崎市における家族協定を、その対象に選んだ。このように、日本では他の地域に例を見ない長い期間に亘って、そのような実践が続くことのできた原因として、本論文は以下の4点を明らかにした。

① 近年調印式は毎年麦刈りの少し前頃に行われるため、調印のリズムは農業者の生活のリズムに合致し、協定内容の定期的な見直しを可能にした。

② 農業委員、高崎市内の農業者の組織である「高崎市農業会議所」の総代・理事、農協の理事・監事の選出の実態から見て、1889年の町村制施行時の旧町村という空間の枠組が、原則として旧町村である各地区から農業委員等を平等に選出するという形で、農業者の観念に根付いている。このような地区を代表する農業委員が立会人として契約書に署名・捺

印し、協定の拘束力を強めている。

③高崎市農業会議所の結成という形で商工業者に対する農業者という観念が社会的に表現され、このことが高崎市における農政の充実に資し、もって協定を継続させるに必要な農業委員会事務局体制を可能にした。また協定当事者の組織である「高崎市家族協定農家研究協議会」は、経営者と後継者とを区別しつつ平等に代表する組織であったことと、その後同研究協議会の規約上、後継者の妻が経営者・後継者とは別個のそれらに伍する範疇として規定されるようになったこととによって、経営者と区別されたものとしての後継者や後継者の妻という観念が社会的に表現され、彼らを各々独立の契約当事者と見る観念の素地が作られた。

④上述の研究協議会は高崎市長等との懇談会を持つようになり、協定当事者に自らの新たな社会的価値を見出させた。このことは協定の締結に新たな意義を持たせた（第8章）。

こうして本論文は、どのような条件の下で、家族員が自立した当事者として相互に契約を結ぶことができるようになるかを、具体的なケースに即して示すことができた。